

## 第8節 区役所における平常時の取り組み（公助）

区役所では、西成区全体の防災力の向上をめざし、災害時に備えた、個人、地域、事業者等の自助・共助の取組みへの支援や啓発を行います。あわせて、災害発生時に住民等の救助・救援をすみやかに実行できる区役所の体制強化に取り組みます。

### 1. 自主防災活動の支援

#### (1) 自主防災組織の育成

地域活動協議会や地域振興会を中心とした 地域の自主防災組織が取り組む、災害に備えるための活動を支援します。

- ① 地域で実施される防災ワークショップ等への支援
- ② 地区防災計画などの計画（マニュアル）づくり・改定にかかる支援
- ③ 地域防災訓練への支援

#### (2) 地域防災リーダーの育成

地域における防災機能を強化し活性化させるために住民による防災活動の中核となる防災リーダーの育成を行い、災害時に効果的かつ実践的な活動ができるよう活動の基盤づくりに取り組みます。

- ① 地域防災リーダーの委嘱（地域防災リーダーの位置付け）
- ② 定期的な研修・訓練の実施
- ③ 防災装備の配備
- ④ 保険への加入

⇒ 【資料8】西成区地域防災リーダー設置要綱・設置要領

#### (3) 防災資器材の配備と整備

災害時避難所等に防災資器材を配備するとともに、定期的な点検・整備を行います。

- ① 救助資器材
- ② 可搬式ポンプ

⇒ 【資料3】救助用資器材保管場所一覧

⇒ 【資料4】可搬式ポンプ収納庫設置場所一覧

#### (4) 無線機の配備と定期的な通信訓練の実施

ライフラインが途絶えた際に的確な情報の交換ができるよう、各地域にデジタル MCA 無線機を配備するとともに、いざというときに備えて無線機の取り扱いに困らないよう、区役所との定期的（1回／月）な通信訓練を実施し、情報連絡方法の習熟を図ります。

### 2. 避難・安全対策

#### (1) 避難所の確保

- ① 避難所、避難場所の指定
- ② 津波避難ビルの確保
- ③ 福祉避難所の指定

⇒ 42ページ「避難場所と避難所」参照

【資料2】避難場所・避難所一覧

## (2) 避難所における管理運営体制の確立

### ① 避難所施設の鍵の保管

夜間や休日でも避難所施設の鍵が開錠できるよう、区役所と地域で避難所施設の鍵を保管します。

区役所：各避難所施設の鍵 1セット

地 域：地域内の避難所施設の鍵 各4セット

### ② 非常時の連絡体制の構築

夜間や休日に災害が発生した場合の避難所施設の管理者との連絡体制を構築します。

### ③ 避難所開設・運営物品の保管

避難所開設・運営に必要な物品を避難所施設の備蓄倉庫に保管します。

### ④ 避難所開設・運営訓練実施の支援

地域の避難所開設・運営についてのワークショップや学習会等を開催し、避難所の運営方法や運営組織の形成に向けた支援を行います。また、避難所施設管理者にも訓練参加を働きかけ、地域、区役所、避難所施設3者の相互協力体制を構築します。

### ⑤ 各避難所施設担当職員の選任

各避難所施設に最低3名の担当職員を選任し、災害発生時は直ちに各避難所に派遣できる体制を整えます。

## (3) 避難行動要支援者への支援

### ① 避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供

非常時に自分や家族だけでは、避難が困難な方の名簿を作成し、同意を得られた方の名簿について、避難支援に活用するため地域の自主防災組織等へ提供を行います。

### ② 地域見守り支援体制の形成の支援

地域における災害時要配慮者の安否確認や避難支援等を行う支援体制の形成にむけた取り組みに対する支援を行います。

### ③ 福祉施設と協定締結（福祉避難所）

福祉施設と要配慮者の災害時の二次避難施設（福祉避難所）としての受入れ及び支援体制を確立する協定締結を行い、避難生活において特別な配慮を要する方々の避難生活場所を確保します。

### 西成区緊急時(災害時)要援護者登録

西成区では、区の独自事業として、「西成区緊急時(災害時)要援護者登録」を実施しています。この事業は、災害時に自力避難が困難な方や避難に不安がある方が、自らの情報を地域へ提供することに同意して登録し、登録いただいた情報は区役所並びに区社会福祉協議会と地域の皆さんで共有して、火災や震災の発生時の安否確認、避難誘導、救命救助や、災害の予防活動に活用し、各機関の連携した協力体制を構築しようというものです。

現在、民生委員協議会、ネットワーク委員会、連合振興町会及び自主防災組織で情報（名簿）を共有いただいているます。

⇒ 【資料10】西成区緊急時支援検討事業実施要綱

#### (4) 多様な通信手段の確保

区役所、防災関係機関、地域等と、どのような場合にでも相互に情報連絡ができるよう、平常時から通信機器や連絡網を整備します。また、非常時に相互の情報連絡が円滑に実施できるよう、平常時から通信機器操作訓練や情報伝達訓練を通じて、情報連絡体制の構築と情報連絡方法の習熟を図ります。

##### ① 通信機器の確保

停電や電話回線の不通に備えて、区役所、防災関係機関、地域、学校、福祉避難所協定締結施設等に無線機を配備しています

⇒ 【資料5】通信機器等配備先一覧

##### ② 情報連絡体制の構築

情報伝達訓練等を通じて、防災関係機関や地域や施設等との情報連絡体制を構築します。

##### ③ 情報伝達体制の整備

区内一斉に災害情報や緊急情報を伝達するため、区役所及び小学校の屋上等 20箇所に屋外防災スピーカー（同報系防災行政無線）を設置しています。

#### (5) 備蓄物資の配備

区では、大規模災害に備えて、区役所及び災害時避難所に物資を備蓄しています。

要配慮や男女のニーズの違いに応じ、多様な物資の備蓄に努めます。

⇒ 【資料6】区役所保管物資・配備資器材等一覧

⇒ 【資料7】災害時避難所内備蓄物資一覧

#### (6) 隣接区との避難対策の連携

隣接する区とも避難対策について連携して対策を進めます。

### 3. 防災知識の普及・啓発と人材育成

災害による被害の軽減を図るために、地震や地震被害、防災対策に関する正しい知識と行動が不可欠です。区民等に対して、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図ります。また、区内に滞在及び通過する市民等に対しても、区防災マップの活用や海拔表示など、区域における災害リスクの周知を図り防災知識の普及啓発に努めます。

#### (1) 印刷物による防災知識の普及啓発

- ・ 西成区防災マップの活用
- ・ 水害ハザードマップの配布
- ・ 市民防災マニュアルの利活用
- ・ 家具の転倒・落下・移動防止対策リーフレットの活用

#### (2) 講演会、出前講座、防災イベント等による防災知識の普及啓発

- ・ 小中学校での土曜授業における防災教育
- ・ 出前講座や防災講習会の開催

### (3) インターネットを活用した防災知識の普及啓発

区ホームページ等において防災情報を提供するとともに、トップページ等において各種情報に効果的なリンクを設定することによって防災知識の普及に努めます。

### (4) 津波に対する知識の普及啓発

発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発に努めるとともに、逃げるために必要な情報提供体制を整備します。

- ・ 海抜表示シール、津波浸水深テープの設置
- ・ 拡大津波避難ビル表示

### (5) 人材の育成

地域の自主防災組織、事業所や学校などにおいて新たな担い手となる人材を育成し、地域への防災知識の普及と防災力の向上を図ります。

## 4. 区内の事業所、学校等との連携

### (1) 防災学習や訓練への支援

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくために、また、いざというときに主体的に防災活動の担い手となってもらえるよう、小中学校の土曜授業を活用した防災教室（訓練）を実施しています。体験学習等では、地域防災リーダーに指導いただくなど、地域の自主防災組織との連携を図りながら進めています。同様に、社会福祉施設や企業における防災研修や訓練等への積極的な支援を通じて、区役所、地域、事業所間の協力体制を構築します。

### (2) 西成区防災協力事業所との連携

登録事業所に対し地域行事や地域防災訓練等への参加を働きかけるなど、地域と登録事業所との関係づくりを支援します。

#### 【西成区防災協力事業所登録制度】

大規模災害が発生した場合に、事業所等が保有する能力や資源のうち、提供可能な「協力項目」をあらかじめ区に登録しておき、大規模災害時に地域の防災活動に協力いただく制度。

⇒ 【資料9】西成区防災協力事業所登録制度要綱

## 5. 密集市街地対策

西成区内に多数存在する老朽化した木造住宅が密集している地域においては、大規模災害発生時に大火や倒壊により被害が大きくなりやすいといわれています。この解消をはかるため、大阪市では「防災性向上重点地区（約3,800ha）」を指定し、老朽住宅の除却費や建替えの補助などを行っています。また、さらに優先度の高い地域を「特に優先的な取り組みが必要な密集市街地（約1,300ha）」（優先地区：西成区も優先地区に該当）として指定しており、補助内容を優遇するなど老朽住宅の建替えの一層の促進を図っています。

- ・民間老朽住宅建替支援事業
- ・耐震診断・改修補修事業
- ・狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度
- ・密集市街地重点整備事業
- ・狭い道路拡幅促進整備事業
- ・主要生活道路不燃化促進整備事業
- ・まちかど広場の整備 など

◆ 大阪市民間老朽住宅建替支援事業「タテカエ・サポーティング21」のホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000110352.html> を参照

## 6. 区災害対策本部活動体制の強化

災害発生時、または、水害など災害が発生するおそれがある場合の、区役所の備えを強化します。

### （1）区災害対策本部の施設・設備

区災害対策本部の施設・設備配置等の改善を行い、災害発生後の災害対策本部機能の迅速な立ち上げ強化を図ります。

### （2）初期初動体制の確立

#### ① 緊急区本部員の指名

勤務時間外に地震が発生した場合、緊急区本部員（区役所へ徒歩等により30分以内に参集可能な職員からあらかじめ区長が指名した職員）が速やかに参集し、地震発生後の初期対応にあたります。

#### ② 直近参集者の確保

勤務時間外に地震が発生した場合、区災害対策本部の初動体制に必要な人員を確保するため、西成区役所以外に勤務する近接地居住の大都市職員を西成区役所への直近参集者として指定します。

### （3）区職員に対する防災知識の普及啓発

災害は、その発生の季節・時間・地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多く、特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想されます。区職員は、このような状況下においても、区災害応急対策を進められるよう、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めます。

- ・職員を対象とした防災研修制度を確立し、危機管理意識の醸成、地域防災計画の理解、防災技術等の習得を行います。